

令和2年度第2回北海道障がい者施策推進協議会 医療的ケア児支援部会における協議事項

○「第6期北海道障がい福祉計画」の策定について

道では、計画期間を令和3年度から令和5年度までとする「第6期北海道障がい福祉計画」を本年度中に策定することとしております。

この計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定しています。

第1回の当部会においては、国の指針に基づき作成した素案たたき台について、委員の皆様から御意見をいただいたところであり、その意見一覧については、令和2年(2020年)8月24日付け障福第1477号によりお送りしたところです。

今般、その御意見を踏まえた素案を別添の資料のとおり作成しましたので、その内容について、改めて御意見をくださいますようお願いいたします。

なお、第1回の部会においても説明いたしました但、今回の国の指針の改正では、一部内容の見直しがされたものの、改正前の指針をほぼ踏襲したものとなっていることから、道においても第5期計画から大きく変更することなく、第6期計画を策定する予定となっております。

第5期計画からの主な変更点としましては、次のとおりです。

- | |
|--|
| <p>① 重症心身障がい児や医療的ケア児が身近な地域で心身の状況に応じた支援を受けることが重要で、支援を行うに当たり、その人数や受けているサービスなどの現状等を把握するとともに関係機関が連携を図ること。
(北海道議会での議論を踏まえて追加)</p> <p>② 医療的ケア児等コーディネーターが医療的ケア児の所在する市町村に配置できるよう人材の育成を行うこと。また、その人材育成に当たり、コーディネーターに求められる役割等に沿って研修を行うこと。(併せて、成果目標を「医療的ケア児が在住する市町村において設置することを基本」としたこと。)</p> |
|--|

今後のスケジュールについては、今般の意見を踏まえて素案の内容を修正し、本年10月下旬に開催する「北海道障がい者施策推進審議会(親会)」に諮る予定です。